

第35号議案

「子どもたちに贈るスペシャルコンサートVol.10 10代のためのプレミアム・コンサート「マキシム・ヴェンゲーロフ～ヴァイオリンの極み」」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提 出 者 文京区教育委員会
教育長 南 新平

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

2016年2月25日

文京区教育委員会 殿



申請者 (申請団体) 公益財団法人ソニー音楽財団

住所 (所在地) 〒162-0843
東京都新宿区市谷田町1-4 SME市ヶ谷ビル8F

代表者名 常務理事 岡 路子

代表者連絡先 東京都新宿区市谷田町1-4
(事務担当者) SME市ヶ谷ビル8F
TEL:03-5227-5233

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ Vol.10 10代のためのプレミアム・コンサート 「マキシム・ヴェンゲーロフ〜ヴァイオリンの極み」	
実施期間	2016年5月23日 (月) から 2016年5月23日 (月) まで (1 日間)	
実施場所	文京シビックホール 大ホール (文京区春日1-6-21)	
事業内容	目的※	世界有数のクラシック・アーティストによる、『次世代の子どもたちに』『クオリティの高い音楽を』『特別価格で提供する』コンサートで、10代向けに趣向を凝らした特別プログラム。 超一流の演奏を生で聴くことによって得られる感動を、感性豊かな10代の時に体験してもらう。
	内容	世界的ヴァイオリニストによる、ピアノ伴奏、弦楽合奏の演奏やトークを含む、ヴァイオリンの様々な表現を体験できるプログラム
	対象者	周辺児童 (小学校1年生~19才) と、 (参加予定人員1,100人) その保護者。大人のみも入場可。
	参加費	子ども (小学校1年生~19才) : 1,500円~、保護者 : 2,500円~ 大人のみ : 5,000円
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	協賛 (申請中) : ソニー(株)、ソニー銀行(株)、ソニー生命保険(株) 助成 (申請中) : 芸術文化振興基金助成 (文化庁)	
備考	文京区公立幼・小・中学校の生徒10名につき、1名の引率者の方を無料招待。 (要事前申し込み)	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="radio"/> 同意する ・ <input type="radio"/> 同意しない		

事業予算書

子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ Vol.10
 事業名 10代のためのプレミアム・コンサート
 「マキシム・ヴェンゲーロフ～ヴァイオリンの極み」

団体名 公益財団法人ソニー音楽財団

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
チケット収入	3,250,000	公演費	11,006,000
協賛金収入	342,000	(ホール使用代、出演料等)	
自己負担金	10,059,333	広告宣伝・印刷費	2,300,000
		(広告費、プログラム制作費等)	
		その他	345,333
		(記録費、旅費交通費等)	
計	13,651,333	計	13,651,333

2016年2月25日

(備 考) 自己負担金 資金調達方法： 「10代のためのプレミアム・コンサート」
 特定費用準備資金より取り崩し

2016年5月23日(月) 文京シビックホール 大ホール
子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ Vol.10
10代のためのプレミアム・コンサート
「マキシム・ヴェンゲーロフ～ヴァイオリンの極み」
実施要綱

1. イベントの目的

公益財団法人ソニー音楽財団(東京・新宿区 理事長:加藤 優)は、小学校1年生～19才の方を対象に、「子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ Vol.10 10代のためのプレミアム・コンサート」を、文京シビックホール 大ホールにて開催いたします。

開催の目的は、超一流の演奏を生で聴くことによって得られる感動を、感性豊かな10代の時に体験してもらうことです。

2. 事業概要

“For the Next Generation”をテーマに掲げ、小学生以上を対象とする「子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ」が、2014年度の当財団30周年記念事業の1つであった「10代のためのプレミアム・コンサート」シリーズと統合。今回その最新公演を開催いたします。

「子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ」及び「10代のためのプレミアム・コンサート」とは、『次世代の子どもたちのために』『クオリティの高い音楽を』『特別価格で提供する』コンサートです。ニューヨーク・フィルをはじめとした、世界の第一線で活躍するアーティストによる、通常のコンサートとは一味違う、10代の子どもたち向けに趣向を凝らした特別プログラムをお届けしてきました。

これまで、「子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ」として、9公演を開催。また、「10代のためのプレミアム・コンサート」シリーズとしては、楽器のジャンル毎に6公演を開催。

(子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ)

Vol.1: 庄司紗矢香、マゼール(指揮)ニューヨーク・フィルハーモニック「ヤング・ピープルズ・コンサート」

Vol.2: 大野和士/ベルギー王立歌劇場(モネ劇場)によるオペラ「ドン・ジョヴァンニ」

Vol.3: オペラ・ファンタスティック「レ・パラダン-遍歴騎士-」

Vol.4: 三世代で聴く、イ・ムジチの四季

Vol.5: THE PIANO～リズム!メロディ!ハーモニー!～

Vol.6: 大野和士(指揮)フランス国立リヨン歌劇場管弦楽団

Vol.7-1: ニコラウス・アーノンクール(指揮)ウィーン・コンツェントゥス・ムジクス/公開リハーサル

Vol.7-2: シモン・ボリバル・ブラス・クインテット/クリスマス・コンサート

Vol.8: 鼓童～生命のリズム～

Vol.9: ロンドン交響楽団～魔法の冒険～

(10代のためのプレミアム・コンサート)

- Vol.1 オーケストラ：NY フィル&アラン・ギルバート
- Vol.2 金管楽器：ベルリン・フィル・ホルン・カルテット
- Vol.3 弦楽器：アルカント・カルテット
- Vol.4 木管楽器：レ・ヴァン・フランセ
- Vol.5 ピアノ：小菅 優&河村尚子 ピアノ・デュオ
- Vol.6 番外編 ジャズ・ビックバンド：本田雅人&B. B. Station

2016 年度継続事業として、ロシア生まれのヴァイオリニスト マキシム・ヴェンゲーロフのコンサートを企画。氏が日本で子どもたちを対象にコンサートを行うのは、初となります。通常ヴァイオリンのコンサートは、無伴奏やピアノ伴奏、協奏曲のようにオーケストラをバックに演奏するなどいくつかの形がありますが、この「10代のためのプレミアム・コンサート」では、マキシム・ヴェンゲーロフ本人によるトークを交えながら、複数の共演者とのアンサンブルにより、一晩でヴァイオリンの様々な顔をたっぷり楽しむことができる、大変魅力的なプログラムになる予定です。

3. 公演の名称

子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ Vol.10
10代のためのプレミアム・コンサート
「マキシム・ヴェンゲーロフ～ヴァイオリンの極み」

4. 主催団体名称

Sony Music Foundation (公益財団法人ソニー音楽財団)

5. 主催団体所在地、連絡先

〒162-0843
東京都新宿区市谷田町 1-4 SME 市ヶ谷ビル 8F
TEL : 03-5227-5233

6. 開催日時

2016 年 5 月 23 日 (月) 18:30 開演 (18:00 開場)

7. 開催場所

文京シビックホール 大ホール (〒112-0003 東京都文京区春日 1-16-21)

8. Sony Music Foundation (公益財団法人ソニー音楽財団) について

当財団は、1977 年 4 月 20 日に設立された前身の財団法人を、初代理事長・故大賀典雄が引き継ぎ、1984 年 10 月 2 日に財団法人ソニー音楽芸術振興会と名称変更しました。その後今日まで、音楽、オペラ、舞踊等の普及向上を図るため、国際交流の促進、創造開発の活発化、人材の育成等に努め、もって

我が国の文化の発展に寄与することを目的として活動を行って参りました。2012年3月に内閣総理大臣より公益財団法人の認定を受け、4月1日付で公益財団法人ソニー音楽財団と改称いたしました。

9. 出演者

マキシム・ヴェンゲーロフ（ヴァイオリン）

ヴァグ・パピアン（ピアノ）

N響メンバーによる弦楽合奏団（コンサートマスター：大宮臨太郎（N響アシスタント・コンサートマスター））

10. チケット価格について

「10代のためのプレミアム・コンサート」シリーズは、『次世代の子どもたちのために』『クオリティの高い音楽を』『特別価格で提供する』コンサートのため、通常のコンサートのチケット価格帯よりも低いチケット価格を設定。特に小学生～19才の方にとって敷居の高くない価格に設定しています。

通常SS席15,000円という設定（2015年12月15日 東京オペラシティ コンサートホール：タケミツメモリアル公演）で行っているヴェンゲーロフ氏の公演ですが、それを当公演では、10代券（小学校1年生～19才の方対象）S席2,500円、A席1,500円と設定し、超一流の演奏を生で聴く機会を感性豊かな若い世代に提供いたします。また、その保護者に対してもS席4,000円、A席2,500円と設定しております。大人のみ（10代券対象者の同伴せず来場される20才以上の方）でも入場可能なチケットの設定もあります。

11. 文京区公立小学校・中学校に通う生徒・保護者・教職員のメリット

上記の通り『クオリティの高い音楽を』『特別価格で提供する』ことに加え、会場である文京シビックホールのある文京区の多くの方に上質な音楽に触れていただき、情操教育の一端となることを目的に、引率者の大人（保護者もしくは教職員）の方を無料ご招待いたします（生徒10名以上から、生徒10人につき1名の引率者の方無料ご招待。文京区限定、要事前申し込み）。

公益財団法人ソニー音楽財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ソニー音楽財団と称し、英文ではSony Music Foundationと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音楽、オペラ、舞踊等の普及向上を図るため、国際交流の促進、創造開発の活発化、人材の育成等に努め、もって我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンサートの主催及び企画並びに制作受託
 - (2) 国際的コンクール等の開催及び協力
 - (3) 芸術家の顕彰
 - (4) 音楽、オペラ、舞踊等に関する講習会等の開催
 - (5) 芸術家の研鑽に対する助成
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために、次に掲げる財産をこの法人の基本財産とする。

- (1) 公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 公益財団法人移行後基本財産として指定して寄附された財産
 - (3) 公益財団法人移行後理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員12名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

- 4 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める第3項の規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員等及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は評議員会の日3日前までに、評議員に対して、書面をもって招集の通知を発しなければならない。この通知は政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により発することができる。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 10 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2 名以内を専務理事又は常務理事とする。
- 4 第 2 項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第 3 項の専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める第 3 項の規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員等及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。

(会長及び顧問)

第 30 条 この法人には、会長 1 名、顧問若干名を置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 会長及び顧問の任期は、理事会で定める。
- 4 会長は、理事会の諮問に応じ必要な助言を行う。
- 5 顧問は、理事長、専務理事及び常務理事の諮問に答える。
- 6 会長及び顧問には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める「役員等及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しななければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 11 条についても適用する。

(解散)

第 40 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雑則

(株主権の行使等)

第44条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は中鉢良治、常務理事は岡 路子とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

安倍 寧	大木 充	犬養 麗子(通称名 大原 れいこ)	小笠原敏晶	
神戸 司郎	北川 直樹	後藤 英輔	福田 章二(筆名 庄司 薫)	
瀧 淳	畑中 良輔	早川 一郎	星 久人	松浦 正則
松本 辰明	三善 清達	盛田 昌夫	山田 正幸	横溝 亮一

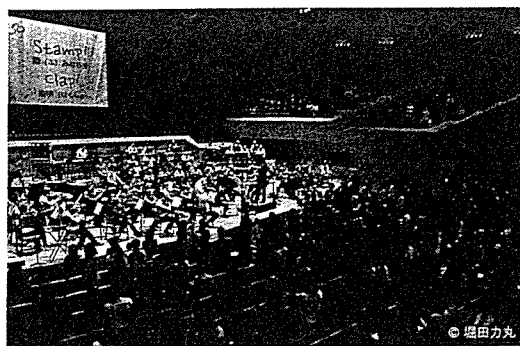
平成25年9月9日

役員：	[理事長]	加藤 優			
	[常務理事]	岡 路子			
	[理事]	岡田明重	後藤 亘	佐治信忠	堤 剛
		丸山茂雄	渡部幸世		
	[監事]	是永浩利	辻居幸一	松尾 清	
評議員：	安倍 寧	大木 充	大原れいこ	小笠原敏晶	神戸司郎
	後藤英輔	庄司 薫	滝澤 悟	早川一郎	星 久人
	松本辰明	水野道訓	三善清達	山田正幸	

(五十音順)

4. 子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ ～10代のためのプレミアム・コンサート

小・中・高校生向けに上質な音楽を提供するコンサート・シリーズ



ロンドン交響楽団～魔法の冒険～ (2013年3月)

当財団では次世代を担う子どもたちに向けて、“For the Next Generation”の精神に基づき、さまざまな活動をしています。このコンサート・シリーズは、世界的に活躍するアーティストの創造する芸術を身近に体験してもらいたい、との願いから2004年に誕生しました。

これは人気企画でもある未就学児を対象にした「Concert for KIDS」をさらに発展させ、小学生・中学生・高校生を主に対象としたシリーズです。2014年からは、小学生から19才までを対象とした「10代のためのプレミアム・コンサート」として展開しています。(P12-13参照)

vol. 9 ロンドン交響楽団～魔法の冒険～ 2013年3月



世界のトップクラスのオーケストラ、ロンドン交響楽団が、子どもたちに向けてこの日だけの特別プログラムをお届けしました。スクリーンを使った映像と、プレゼンターのレイチェル・リーチによるお話で進行し、客席の子どもたちもステージに上がって演奏するなど、にぎやかなコンサートとなりました。

vol. 5 THE PIANO ～リズム!メロディ!ハーモニー! 2008年7月-11月

2008年はピアノが誕生して約300年、その魅力を伝える3つの演奏会を実施。第1弾のメシアン「時の終わりのための四重奏曲」、第2弾のトーン・キュンストラ管、上原彩子(Pf)によるグリーグのピアノ協奏曲、第3弾のファジル・サイによるピアノソロの素晴らしい演奏は、子どもたちを釘付けにしました。

vol. 8 鼓童～生命のリズム～ 2011年12月



初めての伝統芸能音楽、和太鼓が登場。佐渡を拠点に世界中で活躍する鼓童の結成30周年という時期に実現したコラボレーション企画。劇場での舞台芸術は迫力と生命力に溢れ、「太鼓」の魅力をも十分に発揮した公演でした。

vol. 4 三世代で聴く、イ・ムジチの「四季」 2007年11月



1963年の初来日以来高い人気を誇るイタリアのイ・ムジチ合奏団。子どもを中心とした三世代にむけて、ヴァイヴァルディの名曲「四季」の演奏会を開催しました。

vol. 7-2 シモン・ボリバル・プラス・クインテット / クリスマス・コンサート 2010年12月



「エル・システマ」という社会教育制度から発祥、南米ベネズエラからフランシスコ・フローレス率いる金管五重奏団の来日時に実現。プラスの定番曲や南米の作品からクリスマス・メドレーまで、楽しいコンサートとなりました。

vol. 3 オペラ・ファンタスティック「レ・パラダン-遍歴騎士-」 2006年8月-11月



バロック・オペラと現代ダンスが融合したオペラ「レ・パラダン-遍歴騎士-」(ジャン=フィリップ・ラモー作曲)。①「ホップ!」ダンス・ワークショップ、②「ステップ!!」観賞ガイド、③「ジャンプ!!!」オペラ鑑賞、と3つのステップによる企画を実現しました。

vol. 7-1 ニコラウス・アーノンクール (指揮) ウィーン・コンツェントゥス・ムジクス / 公開リハーサル 2010年11月



巨匠アーノンクールとピリオド楽器オーケストラのパイオニア、ウィーン・コンツェントゥス・ムジクスの最後の来日公演に合わせて実現した特別な公開リハーサル。

vol. 2 大野和士 / ベルギー王立歌劇場(モネ劇場)による オペラ「ドン・ジョヴァンニ」 2005年10月

2004年の「ヤング・ピープルズ・コンサート」のアンケートより「子どもたちにオペラを」という声を受けて開催。「齋藤秀雄メモリアル基金賞」の第1回受賞者でもある大野和士が音楽監督をつとめるベルギー王立歌劇場より、特別に子どもたちに向けたオペラ上演を行いました。

vol. 6 大野和士 (指揮) フランス国立リヨン歌劇場管弦楽団 2009年11月



〈全身で音楽を表現する〉ことをテーマにした、フランス国立リヨン歌劇場管弦楽団の来日公演。NHKとの共同企画によるワークショップも実施。「身体表現」に取り組んだ子どもたちの様子がドキュメント番組として放映されました。

vol. 1 庄司紗矢香、マゼール (指揮) ニューヨーク・フィルハーモニック 「ヤング・ピープルズ・コンサート」 2004年10月



ニューヨーク・フィルハーモニックの伝統的な教育プログラム「ヤング・ピープルズ・コンサート」が、初めて海外で行われたことで話題を集めました。指揮者はロリン・マゼール、ソリストは実力、人気ともに世界の注目を集めるヴァイオリニスト庄司紗矢香が参加しました。

“100年に一人の天才ヴァイオリニスト”による、 子どもたちのためのコンサート

子どもたちに贈るスペシャル・コンサート・シリーズ Vol.10

10代のための
プレミアム・コンサート



マキシム・ヴェンゲーロフ

ヴァイオリンの 極み

マキシム・ヴェンゲーロフ (ヴァイオリン)

Maxim Vengerov, violin

ヴァグ・パピアン (ピアノ)

Vag Papian, piano

N響メンバーによる弦楽合奏団

String orchestra by the member of NHK Symphony Orchestra

コンサートマスター：大宮臨太郎

(N響アシスタント・コンサートマスター)

2016年

5/23 (月)

18:30開演 (18:00開場)

文京シビックホール 大ホール

[全席指定・税込] ※未就学児の入場はできません。

10代^{*}：S席 ¥2,500
A席 ¥1,500

*公演当日時点で小学校1年生～19歳の方が対象。公演当日、年齢を確認させていただいた場合がございます。

保護者^{**}：S席 ¥4,000
A席 ¥2,500

**公演当日、保護者の方は10代券対象者と同時にご入場ください。

大人のみ^{***}：S席 ¥5,000

***10代券対象者を同伴せず、大人のみで来場される方が対象。枚数限定。

団体割引あり ※詳しくはお問い合わせください

プレイガイド：イープラス eplus.jp / シビックチケット
(窓口販売のみ10時～19時)
チケットぴあ t.pia.jp 0570-02-9999
(Pコード：289-681)

先行発売 [イープラス・ぴあ]：2月23日(火)～3月1日(火)
一般発売：3月9日(水) ※シビックチケットは3月10日(木)

演奏曲目

(ヴァイオリン+ピアノ)
フランク：ヴァイオリン・ソナタ 長調
(ヴァイオリン+弦楽合奏)
ブラームス：ハンガリー舞曲 第5番
サン＝サーンス：序奏とロンド・カプリチオーソ
他

※曲目・出演者は変更となる場合がございます。

©Rikimaru Hotta